

# 関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない 東海の会 NEWS NO.16



関生東海の会 公式ホームページ

<https://kannama-tokai.jimdofree.com>



関生東海の会 @kanmatokainew

【発行日】

2024年4月1日

【連絡先】

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目  
13番46号 ウィストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061

FAX 052-262-7062

kannamatokai@gmail.com

## 3月20日、名古屋で

## 関生支部組合員との交流集会、55名が集う

— 7人無罪、コンプライアンス・ピラマキ事件判決が問う表現の自由と刑事弾圧 —



名古屋市熱田区の労働会館で開催された「関西生コン労組つぶしを許さない東海の会」主催の表記のテーマの集会は熱気のごもった発言、質疑が続き、関生支部組合員と支援の団結を一層強く打ち固めるものになりました。

集会は植木事務局次長の司会で始まり、石田好江共同代表が「この2・6判決には私も大津地裁に行き、前段集会にも参加した。前段集会では発言者がみな、『今日の判決には期待できないが』と言っていたが、7人が無罪となった。その判決の解説をしてもらいます。今日、もうひとつは高槻生コンの事務員部会の女性組合員が発言する。事務員部会の会報を読んだが、労働組合が人間を成長させ、人間の信頼を回復させる機関だということが良く解る内容だった。楽しみにしています。」と挨拶しました。

冒頭、中谷弁護士は、「無罪判決というのは普通、相当の説得力があるものだが、全然それがない。レベルが低い酷い判決。起訴されたから有罪だろうというこのような裁判官を相手に7人の無罪を勝ち取ったのは、法廷内外で相当の闘いがあったのだと思う。」と述べました。次に事件の概要と被告9名のうち7名無罪と有罪となった2名の判決内容を紹介、共謀共同正犯が安易に拡張される傾向がある中で大阪の7名について共謀が否定されたのは闘いの成果である、しかし判決の内容は極めて問題があり、犯罪の構成要件該当性だけが判断され、労組法1条2項の違法性阻却については全く判断されていない、と判決の問題性の核心に迫りました。

続けて中谷弁護士は以下のように指摘し、判決の問題点を具体的に指摘しました。

**「労働組合の本来の役割は、団結の威力を背景として、経済的自由に対する制約を求めること（実質的な対等の回復）**

にあるのだが、この判決は、本来企業が自由に決定できる事項を労組の団結の圧力や威力によって変えようとする活動は全て、「正当行為」にならないという論理となっており、本来検討すべき、コンプライアンス活動が労働者の経済的地位の向上に役立つかという観点を完全に欠いた議論になっている。」「コンプラ活動を違法ではないとした大阪高裁星山決定について（コンプラ活動等が）必要以上に反復・継続する場合には、違法な業務妨害行為と評価すべき場合も生じ得るとしているなどと言及しながら、星山事件決定が68回のコンプライアンス活動を適法と評価しているにもかかわらず、大津地裁判決は約1ヶ月間で9回のコンプラ活動を違法としている。」「近代刑法の罪刑法定主義とは主観的判断を排し、内心の理由だけで処罰してはならないとするもので



あり、法律家たるのも、条文に照らして規範を設定し、違法性を判断するものであるが、大津地裁判決は、行政や警察に通報するといった本件コンプラ活動について『指摘された事項の多くは、その中に一部それ自体は正当な指摘があったとしても即座に是正しなければならないようなものとは認められないし、社会常識に照らし軽微といわざるを得ない。仮に一定の違反があったとしても、その是正を求める手段として不穏当であり、企業にとって、強い心理的圧力を与えるものといえる。』等としている。

「平穏な配布は、憲法21条の保障の下にあり、名誉毀損等の違法な場合（最高裁判例－公益目的・公共性・真実 or 真実と信じるにたる相当な理由を持たない場合）のみが例外とされているが、（次ページへ）



(→前ページから) 大津地裁判決はこの点は全く判断していない。」「**関生を削るという取調検事の発言、組合をやめることを繰り返し求める取調刑事の発言、組合に残れば逮捕するし、組合を脱退すれば逮捕しないというあからさまな対応、大津地裁判決は検事発言を問題とせず公訴権濫用に当たらないとしている**」と大津地裁判決の欠陥を全面的に明らかにしました。そして、中谷弁護士は、**関西生コン事件 – なぜその理解が広がらないかと問題提起**し、その要因として、(1) 企業内組合が当たり前の意識 (2) 長らくストライキ、ピケティングなどの闘争を目にしなないことによる実力闘争に対する違和感 (3) 忘れ去られた他企業への要請・背景資本攻め (4) 労働組合が自らの権利を、雇用関係がある使用者にしか権利行使が許されないという使用者側の論理・権力側の判例法理に屈すること を挙げ、**これらを打ち破るべく、今こそ抵抗の時ではないのか？と結びました。**

**第2部では関生支部の組合員4人の発言がありました。**

大浜資材分会の赤川執行委員は物心両面に渡る支援にお礼を述べた後、2月6日の大津地裁判決について、「そもそもコンプラ活動やビラまきといった労組の当たり前の活動など事件にもならないものを事件とした弾圧で無罪は当然、**しかし、声を上げなければ7人が無罪になることはなかった**」と指摘、「和歌山事件では大阪高裁が産業別労働組合の行動権を認める画期的な勝利判決があり、私たちは行動を強めているが、これに対して、大阪広域生コン協同組合は、私の職場である大浜資材他3つの会社に対して連帯の組合員を排除するように通達、会社の呼び出しに私が組合脱退を拒否すると翌日から自宅待機となった。裁判と労働委員会では判決と命令待ち、他の2職場は会社に謝罪させたり、不当労働行為の認定を勝ち取ったりしています。」と職場闘争について報告、「**闘いの毎日を送り、大阪広域協組が態度を改めるまで頑張りますので、引き続きご支援をお願いします。**」と結びました。

続いて大浜資材分会のT分会長が発言、「『**組合を辞められないなら仕事はさせられない**』と言われ、**自宅待機下での闘いを続けている**。2013年に組合加入、劇的に労働条件が良くなるかな、と思ったが、自分でできることをやるのが大事と気づき、組織拡大などに取り組んできた。今回の弾圧は関生支部にとっては3回目の大きな弾圧、世代交代を実現した。**組合員であることに誇りを持っている**。先輩たちの闘いを引き継ぎ、次にバトンを渡せるよう、必ず組織を盛り返していく」と決意を明らかにしました。

次に、TYK高槻生コン分会の女性組合員のKさんが発言、まず、現在の争議について、「高槻生コンは労働債権から組合がオーナーになった会社、社長になることになった門田氏の勝手な行動が目立ちだし、2018年の弾圧でそれが酷くなった。関生支部が世代交代し、代表取締役を交代させると、門田氏は勝手に生コンプラントを大阪広域協組副理事長の大山に僅か1千万円で売り渡し、組合員2名を懲戒解雇、外全員を整理解雇した。今、日々雇用の手帳を取得して闘っているが、必ず完全勝利するまで組合員一同は闘い続けるつもりだ」と述べました。話は連帯ユニオンに事務員部会を作った経緯に移り、「以前勤務している会社で事務員の給料が何故安いのかと社長に聞くと、『**事務員は金を生まないだろう**』と言われた。関生支部に来てから、春闘で、ミキサードライバー以外にも製造に携わる組合員の賃金要求はあったが、事務員の要求はなかった。疑問を湯川委員長にぶつけると、『自分たちでやってみたら』と言われ、**3人で事務員部会を結成することになった**」と説明しました。最後に自らが2011年に受けた弾圧について「清掃・産廃収集の会社で退職勧奨を受けた男性ドライバーと共に関生支部に加入した。会社が団交で組合員にだけ昇給していないことを示す資料をたまたま見つけ、5ページプリントアウトをして組合に渡した。そうするとコピー用紙5枚を窃盗したと逮捕され、勾留、起訴されて、**懲役2年執行猶予3年の判決**を受けた。母子家庭で子供のことも心配だったが、**毎日『Kさん、頑張れ』と宣伝カーの声**が聞こえた。友達は2、3人しかいないが、**仲間**は100人いる、**私には組合を辞めるという選択肢はない**」と語ってくれました。

最後に2・6判決で無罪となり、和歌山事件でも無罪となった大原執行委員が発言、今回の弾圧について、逮捕・勾留・保釈が3度繰り返され、子供たちの交際にも影響があり、正月に親戚が集まれば「**家族のために働いているのに、なんで組合を辞めないのか**」と言われることもあったが、家族の支えの中で闘いぬいた経緯を話し、「5年と1日目に無罪判決、和歌山事件の無罪判決は嬉しかったが、**今回は畑山裁判長が逃げた**」と思っただけ。検察は控訴できずに無罪が確定、**刑事訴訟法による補償が30万円支払われることになったが、こんなことでは償われない**。残る2名と湯川委員長の控訴審無罪を勝ち取り、再び生コン業界を正常化する」と決意を語りました。

活発な質疑の中で、熊沢誠共同代表からは、「**コンプラ活動はアウト業者へのピケットライン、そこは譲らず主張すべき、権力が絶対に認めたくないのは産別労組のストライキ権、そこを乗り越えていくべきだ**」と組合への激励がありました。

まとめで、柿山事務局長から、「東海の会の特徴は、2回目の集會に西島組合員に来てもらい、『**今だけ、金だけ、自分だけ、という考えが組合に入って変わった**』と聞いた、それ以来、関生支部組合員と直接交流することを大切にしてきたことだ。今日も組合員からの発言で私たちの方が勇気をもらった。**これからも勝利するまで共に頑張ろう。4月7日には全国同時行動の街宣に取り組もう。**」と結びました。





**6年目の闘いへ**

**2024年 元旦行動に 500人結集！ 関生東海からも参加しました。**

6年目となった「労組つづしの大弾圧を許さない実行委員会」主催の元旦行動は、昨年を上回る500人の仲間が結集して怒りの声を大阪府警本部に叩きつけました。



**2024.2.6 大津地裁判決 コンプライアンス・ビラ撒き大津2次事件**

**7名の無罪判決を勝ち取る！ 2名の不当な有罪判決を跳ね返そう！**

**7名の無罪判決確定**



**京都地裁と大阪高裁 残された裁判 完全無罪を**

**□刑事裁判**

・ストライキが威力業務妨害とされた大阪1次・2次事件は、最高裁まで争われて有罪が確定した。武委員長に対するコンプ  
 ▲一連の刑事裁判は、終盤を迎えている。関生支部の組合員は湯川委員長の下、刑事弾圧に耐えて闘いを続けている。「これは私たちの問題だ」と全国からの支援も広がった。5年におよぶ刑事裁判では敗訴と勝訴があった。▼ストライキが威力業務妨害とされた大阪1次・2次事件は、最高裁まで争われて有罪が確定した。労働組合の正当な活動、とくに産業別労働組合の活動を裁判官が理解しない不当な判決だ。武委員長への恐喝容疑のタイヨー生コン事件については**無罪が下った**。▼和歌山事件（元暴力団員を組合事務所に差し向けて威嚇した和歌山生コン協同組合理事長に謝罪をも止めたことが威力業務妨害とされた事件）は控訴審での**無罪判決が確定した**。▼京都の加茂生コン事件（正社員化や保育園入所のための就労証明書を要求したことが強要未遂とされた事件）は、**1名無罪 1名罰金刑**の控訴審判決が高裁に差し戻された。  
 ▲京都地裁で係争中の裁判では、武前委員長と湯川委員長が10年以上前に終わっている争議での和解金が恐喝罪に問われている。経営側は団交を拒否するばかりか合意された約束を反故にするなど不誠実な対応を繰り返した。暴力団を使ってまで労働組合員のいる職場を潰そうとした。関生支部は、組合員の雇用確保を第一に工場占拠やストライキや抗議行動、コンプライアンス活動で対抗した。すべて労働組合としての正当な活動だ。関生支部は、生コン価格の値戻しをめざし分立する生コン協組やアウト企業に協調するための行動を促した。**論告求刑は6月17日、最終弁論は9月12日 年内判決の見込み**。コンプライアンス活動が威力業務妨害とされる大津事件1次では湯川委員長に懲役4年の実刑判決の他全員に有罪判決が下っている。逆転無罪判決にむけて準備がすすめられている。大津2次と加茂生コン事件の差し戻し審と合わせ大阪高裁で3つに事件の控訴審が行われる予定だ。関生東海の会は、これから裁判傍聴支援を継続していく。  
 ▼無罪判決で警察・検察の暴走が明らかになった。デッチあげの不当な逮捕と起訴で関生支部は多大な損害を被り、今も被り続けている。■**国家賠償請求裁判**が東京地裁で**7月11日**予定されている。■民事裁判。TKY高槻生コンで地位確認訴訟が継続中。2月23日には、大阪高裁で近江アサノ社の組合員解雇に対して地位確認と賃金の支払いを命じる**組合勝訴の判決**がくだされた。

**名誉棄損-損害賠償請求裁判に勝利！**

3月25日には大阪地裁は、健交労などが組織する近畿生コン関連協議会（KURS）が機関紙『結』で関西生コン支部が暴力団とつながっている反社会集団などと事実無根の記事を掲載し誹謗中傷したことに対して、被告に罰金10万円と掲載記事の削除の命令する**組合勝利の判決**をくだしました。



## 2023年12月3日 藤田早苗さん講演集會に70名「国際人権から見た関西生コン弾圧」



名古屋市の東別院会館で「関生弾圧を許さない東海の会」が主催したこの集會では、エセックス大学人権センターフェローの藤田早苗さんの講演が行われました。藤田さんは特定秘密保護法案（2013年）、共謀罪法案（2017年）を英訳して国連に通報し、その危険性を周知、2016年の国連特別報告者（表現の自由）日本調査の実現に尽力した方。本年7月28日に国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会の専門家2名が連帯ユニオン関生支部事務所を訪問し、「国連ビジネスと人権の作業部会ミッション終了ステートメント」中で関生弾圧を念頭に「労働組合員の逮捕や訴追の事例などについて、懸念を抱いています」と指摘されたことの意義などを解説しました。

今回の集會はこれまで関西生コン弾圧をテーマにした集會には参加したことのない多く、また、テレビ局の取材も入り、運動の広がりを感じさせるものでした。

### □大垣警察市民監視違憲訴訟 5月16日に判決

一審判決を乗り越え、公安警察による  
情報収集・保有を断罪する判決を！



■詳細はこちらで **検索** 「もの言う」自由を守る <http://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

### □11.19 全国労働者総決起集會に参加して

#### 国際連帯へ

韓国、アメリカ、ドイツ、ビルマ等海外からの参加者が例年以上に多かった。注目されたのは、パレスチナ・ガザ出身者の訴え。「即時の停戦が必要。日本の皆さん声を上げて下さい」と労働者の闘いに国境はないと訴えた。

#### 結びつく戦争反対と職場の闘い

教職員労組は「教え子再び職場に送らない」。自治体労働者は「赤紙を配らない」。医療福祉労組は「戦争反対の闘いは医療労働者の責務」。コンビニユニオンは「イスラエルを支えるセブン資本と闘う」等々具体的にそれぞれの職場での闘いを紹介した。



#### 戦争阻止！大行進へ

改築の為とされ今回で最終回となった日比谷野音を後に、有楽町～大手町への大行進に東海地区からの20名以上と思われる仲間と共に私は「関生東海の会」の旗を掲げ行進に並んだ。沿道からも200名以上が飛び入り参加したという。朝鮮戦争、湾岸戦争、イラク戦争そしてパレスチナ・イスラエル戦争と戦後も戦争と無縁ではない船員。平和がなければ成り立たない船員という職業。その行く末を思う時、有意義な集會参加だったと思う。(柿山)



毎月1回 名古屋で  
街頭宣伝活動をしています。



### 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会 会員募集中！

▲「関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みにじるものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。▲HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。▲全国各地の運動と連帯しながら東海地区（愛知、岐阜、三重）からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げていきたいと考えています。▲会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けてどなたでも参加できます。この運動のためのカンパをお願いします。記号 12050 番号 21748111 口座名義 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会(カンサイナマコンロウソツブシノダンアツヨクルサナイトウカイノカイ)